

平成 31 年度

事業実績報告書

社会福祉法人 瑞穂会

障害者支援施設 ワークセンター奄美

障害福祉サービス事業所 ジョイワーク奄美

平成 31 年度事業実績報告 目次

【 1 】	事業実施の基本	1 頁
【 2 】	概況	1 頁
『 1 』	一般概況	1 頁
『 2 』	支援費制度	2 頁
『 3 』	施設の概況	2 頁
【 3 】	事業実施	
『 1 』	法人関係業務	
(1)	理事会	3 頁
(2)	監査	4 頁
(3)	法人業務	4 頁
『 2 』	施設処遇関係業務	
(1)	施設処遇の基本	5 頁
(2)	生活指導・援助	5 頁
(3)	健康管理	6 頁
(4)	給食サービス	7 頁
(5)	地域交流	8 頁
(6)	社会参加活動	9 頁
(7)	各種団体との交流	9 頁
(8)	職員の資質向上	9 頁
(9)	防災管理	10 頁
(10)	コミュニケーション	11 頁
『 3 』	授産事業関係	
(1)	授産事業の基本	12 頁
(2)	授産科目	12 頁
(3)	授産作業	13 頁
(4)	授産工賃	13 頁
(5)	製品販売	13 頁

【 1 】 事業実施の基本

社会福祉法・身体障害者福祉法及び関係法の社会福祉の理念に基づいて、社会福祉法人は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、自立して普通に暮らせる街づくりと地域に住む人が障害の有無を問わず自然に交わり支えあう街づくりをめざします。利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において、自立した生活を営むことができるように支援し、社会福祉の充実を図ることを基本理念とする。

【 2 】 一般概況

平成18年10月には障害者自立支援法が一部施行され、三障害の一元化、就労支援の強化など障害者の地域における自立した生活を支援する為の見直しが講じられ、利用者負担の軽減や事業者の経営安定に向けた激変緩和措置などが講じられ、平成21年4月には報酬改定が行われ、生活保護者はもとより低所得1、低所得2の利用者の方々の利用者負担の上限額及び補装具の負担が無料になります。又肝臓の機能障害が身体障害者手帳の交付対象となった。平成23年には「何人も障害者に対して障害を理由に差別すること又権利を侵害することがあってはならない」と全ての国民が障害の有無によってお互いの人格・個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け障害者虐待防止、権利擁護について取り組みがなされた。平成25年4月1日より施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病を加え現在では、疾患が拡大された。ケアホーム・グループホームの一元化や、障害程度区分が支援区分となり3年に1回の見直しがされます。

同じく平成25年4月1日から国や自治体が障害者の働く施設などから優先して物品を調達するよう進める「障害者優先調達推進法」が施行された。平成27年生活困窮者自立支援法が施行された今、助けを必要とする方々の為に手を差し伸べるのが私たちの役割と考えます。

平成28年3月に成立した改正社会福祉法は、障害者差別解消法の執行や社会福祉法人に求められる地域貢献など、平成29年4月1日から施行され社会福祉法人の大きな改革が行なわれ経営組織のガバナンスの強化や財務諸表や現状報告などをホームページに公表義務など事業運営の透明性など、さらなるガバナンスの強化が求められています。

『 2 』 支援費制度

平成15年度に導入された支援費制度は、支援費の大幅な減額が通

知され施設経営そのものが危ぶまれている状況のなか、今後福祉の方向が混沌とした状態となっている。

平成18年4月から施行された自立支援法によって、利用者の皆様には1割負担が発生すると共に、日割計算という支援費の減額計算が行われる事となりました。負担金が発生した事による退所者と、ゆっくり入院生活を送ることも出来ない状況の中、平成19年度から緊急的な経過措置がとられ、支援費や利用者の皆さんの負担の方もだいぶ見直されてきております。生活保護者はもとより、無年金者の自己負担が発生しない様になり、個人の収入で支払いが出来るよう応納負担となっております。個人の収入の申告を行い、低所得者には補足給付として行政より減免措置があります。総合支援法でも継続されており、以後補足給付の見直しが行われた。

『3』 施設の概況

- [1] 社会参加の一環として祭りや行事、地域バザーに参加。

各イベントを通し、地域住民、近隣市町村の方々との交流を行なった。

- [2] 養護学校、専門学校の実習や、施設の特性を活かした夏休みの、課題研究の場、在宅の障害者の方やレクレーション体験利用などふれあいの場が多くあり、各地区の老人クラブ等の施設見学もふえ、施設の運営・現状の問題点・将来の方向等々の理解を得る機会を創ることが出来た。

又、専門学校、ボランティアの場として頂いた。

- [3] 地域バザー・祭り等に授産製品を出品、また遠くは、北海道、新潟など県外の作業所・ふれあいショップ等に黒糖を出荷し好評を得ました。

又、町民フェア、奄美市の福祉まつり、菊池市物産展（奄美物産フェア）にも積極的に参加しました。2月はバザーが集中する月でもあります。

- [4] 障害者の皆様には、施設を利用（入所・通所）することにより、作業を通してのリハビリ・社会的交流・社会参加・工賃の受給等、利用者の自立に向けての支援を行い、まだまだ充分ではないが家族・利用者から評価され施設としての役割を果たした。

【 3 】 事業実施結果

『 1 』 法人関係業務

社会福祉法人・障害者福祉法・定款・その他の関係法の定める社会福祉の理念に基づき、一般社会において雇用されることが困難な障害者に施設機能を利用させることにより、通常 of 社会生活を享受する権利と機会を確保し、地域社会における障害者福祉の向上を図るため、施設の基本的運営方針の策定を行なった。

(1) 理事会：令和 1 年 6 月 1 3 日

- ① 平成 3 0 年度ワークセンター奄美事業実施報告案について
 - ② 平成 3 0 年度ジョイワーク奄美事業実績報告案について
 - ③ 平成 3 0 年度本部会計決算報告案について
 - ④ 平成 3 0 年度社会福祉事業ワークセンター奄美・ジョイワーク奄美施設会計決算報告案について
 - ⑤ 平成 3 0 年度収益事業就労支援決算報告案について
 - ⑥ 法人監事による監査結果報告について
 - ⑦ 任期満了に伴う役員改正案について
 - ⑧ 定款変更案について
 - ⑨ 定時評議員会開催について
 - ⑩ 日常業務報告について
- その他について

評議員会：令和 1 年 6 月 2 8 日

- ① 平成 3 0 年度ワークセンター奄美事業実績報告案について
 - ② 平成 3 0 年度ジョイワーク奄美事業実績報告案について
 - ③ 平成 3 0 年度本部会計決算報告案について
 - ④ 平成 3 0 年度ワークセンター奄美・ジョイワーク奄美施設会計決算報告案について
 - ⑤ 平成 3 0 年度就労支援事業収支決算報告案について
 - ⑥ 法人監事による監査結果報告について
 - ⑦ 任期満了に伴う役員改正案について
 - ⑧ 定款変更案について
 - ⑨ 日常業務報告について
- その他について

理事会：令和 2 年 3 月 1 0 日

- ① 平成31年度本部会計補正予算案について
- ② 平成31年度ワークセンター奄美・ジョイワーク奄美補正予算案について
- ③ 令和2年度ワークセンター奄美・ジョイワーク奄美事業計画案について
- ④ 令和2年度作業計画及び収支予算案について
- ⑤ 令和2年度本部会計予算案について
- ⑥ 令和2年度ワークセンター奄美・ジョイワーク奄美施設会計予算案について
- ⑦ 平成31年度書面指導監査報告について
- ⑧ 決算評議員会開催について
- ⑨ 日常業務報告について
その他について

評議員会：令和2年3月24日

- ① 平成31年度本部会計補正予算案について
- ② 平成31年度ワークセンター奄美・ジョイワーク奄美補正予算案について
- ③ 令和2年度ワークセンター奄美・ジョイワーク奄美事業計画案について
- ④ 令和2年度計画および収支予算案について
- ⑤ 令和2年度本部会計予算案について
- ⑥ 令和2年度ワークセンター奄美・ジョイワーク奄美施設会計予算案について
- ⑦ 平成31年度書面指導監査報告について
- ⑧ 日常業務報告について
その他について

(2) 監査

- ① 法人監事による監査（6月4日）
- ② 大島支庁福祉課による書面指導監査ワーク（2月）

(3) 法人業務

- ① 資産総額の変更登記（6月29日）
- ② 社会福祉法人現況報告書提出（6月30日）

『 2 』 施設関係業務

(1) 施設処遇の基本

- 〈 1 〉 当施設は、障害者であるがために、一般社会において雇用されることが困難な方、又は生活環境に問題がある障害者に利用させることを基本として処遇を図ってきた。
- 〈 2 〉 「施設の主役は障害者である」という基本的認識に立って、障害者の処遇を行なった。
- 〈 3 〉 利用者には、①授産作業を通じて働く喜びを味わう。
②作業する事により訓練やリハビリを行う。③施設内外で楽しい社会的交流を行う。これらのことをねらいとして処遇した。
- 〈 4 〉 「完全参加と平等」及び「ノーマライゼーション」の障害者処遇の基本理念の元で、障害者が、一般社会の健常者と同等な質の向上（QOL）を最大限に享受出来るよう、処遇の向上を目指した。

(2) 生活指導・援助

利用者が、一般社会の中で「完全参加と平等」及び「ノーマライゼーション」の福祉理念に添って、あらゆる分野に出来る限り多く参加する機会を創った。

施設内においては、障害者が健常者と同等な生活の質（QOL）を最大限に享受出来る様、その生活の援助を積極的に行い、日常生活が充実するよう、処遇を目指し次の各事業を実施した。

- * 七夕 : 思い思いに願い事を短冊に書き色とりどりの飾りを作り竹につけて玄関前にたてました。
- * 環境整備 : 毎月職員、利用者による、屋内・外の清掃を行った
- * クラブ活動 : 毎月 1 回第 3 週に計画、カラオケ、ドライブ、ゲーム、釣りなどをして楽しんだ。
- * 買い物訓練 : 毎月 1 回数組にわかれ、計画したリストをもとにビッグⅡにてショッピングを楽しみました。

* バーベキュー大会 7 月 18 日・10 月 17 日、 お肉や、焼きそば

をたくさん食べてカラオケをして楽しんでいました。

*リハビリ体験交流会 : 10月24日、名瀬総合体育館にて他施設利用者の方たちとスポーツ・レクリエーションを楽しんだ。

*餅つき : 12月13日、師走の季節感を味わう為に昔ながらの杵で餅つきをしてつきたての餅を食べた後、カラオケを楽しんだ。

*合同忘年会 : 12月13日利用者の皆さんと職員間の親睦と団結を図りクリスマス兼ねて行った、夕食のご馳走を食べながらプレゼント交換やカラオケが披露され楽しい時間を過ごした。

*カラオケ : 毎週金曜日の夜は、7時～8時の間カラオケをして楽しみました。

*ホストタウン交流会 : パラリンピック台湾選手団の方々とふれあい、卓球練習の見学に参加した。(1月)

*新年会 : 1月6日、入所、通所、職員合同で、新年のあいさつの後、皆で乾杯1年の抱負や計画が発表された後カラオケを楽しんだ。

*書初め : 1月6日新年の誓を立て、好きな言葉、誓いの言葉、絵などを書き入れて腕前を披露する方もいました。

*神社参拝 : 通所者・入所者共に
お参り。安全祈願の祈祷
(2月)

(3) 健康管理

障害者は、合併症をもった者が多いことと同時に、障害の重度化、重複化が進む一方である。その様ななかで作業に携わる障害者達の健康管理は、施設として重要な問題である。

嘱託医の診察を中心としながら、予防医学的観点に立って、各専門医による検査等も行い、健康管理と看護体制の強化を図り、もしもに備えAEDの設置をしてあります。

- ① 医師定期回診 : 毎月2回(第2・4週目)嘱託医による回診
- ② 定期健康診断 : 入所者—嘱託医にて安全衛生規則の基準により年2回実施
(6月～7月)・(12月～1月)
職員—嘱託医にて安全衛生規則の基準により年1回実施(12月)
- ③ 成人病予防検診 : 職員に対し、社会保険事業団からの生活習慣病検診を実施
平成20年より、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」・「特定保健指導」実施
- ④ 健康チェック : 定期及び行事などの際に随時に、
血圧・検温・体重やその他の項目を測定し、健康管理の参考とした
(毎月)
定期、臨時内服、その他に関して、誤服用、未服用予防を管理実施
- ⑤ 健康・食事指導 : 定期健康診断の結果をもとに、個別に保健指導・食事指導を実施した。肝障害・高脂血症・肥満など
(随時)
- ⑥ 予防接種 : 冬場のインフルエンザの発生の予防とまん延の予防の為、予防接種を実施。
- ⑦ 歯科指導 : 日常生活における口腔衛生指導、チェックを行い、歯科治療、処置の通院等支援の実施。

(4) 給食サービス

「食に対する欲求は無限である」「施設生活者にとって食事は最大の楽しみである」という認識に立って、食べる楽しさにより満足度の高い給食サービスを目指した。

衛生的な給食環境の中で、変化に富んだ献立とバランスのとれた栄養素に基づき、喜ばれる「味付け」を心がけた。

何よりも重要課題は食中毒の防止に注意を払いながら、次の事業を実施した。

- ① 検便 : 菌保持者の早期発見を目的に、全調理員が毎月採便検査を実施
- ② 衛生点検 : 衛生的給食環境の確保のため、チェックリストにより毎月定期的を実施
- ③ 餅つき大会 : 年末の風情を楽しみながら、つきたての餅を食する
- ④ 栄養月報提出 : 給食の各事項に関する実施状況を名瀬保健所へ定期報告
- ⑤ 残飯残菜調査 : その内容を調査し、次回献立の参考にした（毎食後）
- ⑥ バーベキュー大会 : 野外で食事する楽しみを味わう。
- ⑦ 給食委員会 : 給食に関しての全般的な話し合いを行い、利用者の皆様に喜んで頂ける様な給食が提供出来る様に努力しました
- ⑧ 保健所監査 : 厨房の中だけの監査を行いました。

(5) 地域交流

{施設見学・施設の専門機能の利用開放・外部からの交流等}

「施設は地域の一部である」「地域社会は施設の延長である」という観点に立って、あらゆる機会に捉えて、各方面に当施設の実態と個性をPRした。又、行政その他の関係者の協力により地域社会から高い関心が寄せられ、研修場として・見学コースとして、各種団体・機関の来施設が多かった。

施設として、地域に対する施設のもつ専門的機能の開放又は、利用者と地域交流の場として、外部に対し門戸を大きく広げ、ノーマライゼーションの一環とした。

- * 在宅障害者 : 施設見学
- * 老人くらぶ : 施設見学
- * 大島養護学校生徒・職員 : 校外学習・実習・施設見学
- * 奄美市福祉課 : 実態調査・施設見学

- * 大島支庁徳之島事務所 : 実態調査・施設見学
- * 奄美看護福祉専門学校 : 福祉施設実習
- * 一般ツアー : 施設見学

(6) 社会参加活動

当授産施設の運営方針の一つに「社会的交流を積極的に図る」ことを掲げているが、障害者達が地域社会と隔絶のない交流を行うため、参加の機会を積極的に創り、社会参加を進めた。

- ① 大島養護学校との交流会 : 大島養護学校の生徒さん達と学校の体育館において親睦交流を深めた。
- ② 町ふるさと祭り : 地域の人々との交流を求めて参加

(7) 各種団体との交流

各種の福祉施設・福祉団体等と横断的交流や情報交換を行い施設運営・処遇改善・その他福祉施設としての諸々の向上を目指した。

- ① 鹿児島県授産施設協議会
 - ・ 施設長会
 - ・ 施設長・事務長研修会
 - ・ 授産施設職員研修
- ② 鹿児島県社会福祉協議会
 - ・ 会計講座
- ③ 鹿児島県社会福祉施設経営者協議会
 - ・ 社会福祉経営者セミナー
 - ・ 社会福祉法人会計研修
- ④ 大島養護学校地域支援情報交換会

(8) 職員の資質向上

障害者である利用者・地域社会・行政から施設に対するニーズは、年々高度化・多様化する一方である。この様な福祉環境の潮流の中で、施設の処遇体制が的確に対応するためには、施設はまず「人的側面」が重要問題である。

そのためには、研修の機会を作り、職員の資質の向上を目指した。

- ① 感染症地域連絡協議会 : 看護師参加
- ② 設長研修 : 施設長参加
- ③ 社会福祉施設監事研修 : 監事・内部監査職員参加

- ⑤ 整備管理者研修 : 整備管理者参加
- ⑨ 安全運転管理者講習会 : 安全運転管理者参加
- ⑩ 農業研修 : 園芸担当指導員

(9) 防災管理

火災・風水害・天災地変が発生した場合、障害者は、健常者と違い迅速且つ的確な避難対応が困難である。そのためには、非常時に備えて、職員・利用者・消防署・地域住民との連携の中で、人命を最優先とした避難訓練が必要と考え訓練と火災予防の措置を講じた。

- ① 電気設備点検 : 契約専門業者による定期的な電気設備の点検調査を実施（毎月）
- ② 電気工作物点検 : 年1回専門業者による、電気を止めての施設全体の設備点検を実施。
4月2日
- ② 防設備点検 : 非常時に備えて消防設備器具の点検を専門業者により実施。4月19日、
9月5日（2回）
- ④ 火災想定訓練 : 町消防組合立合いのもと夜間を想定した避難訓練を実施（宿直者1名・入所者全員）10月31日
昼間想定避難訓練 3月20日
- ⑤ 通報・消化訓練 : (1)消火器を使用して初期消火訓練
(2)火災ビデオによる防災教育
- ⑥ 喫煙場所の設定 : 入所者の喫煙場所・マナーについて合同ミーティング等において注意し、喫煙場所の周知徹底を図った
- ⑦ 火元点検 : 毎日担当者により火気点検の実施
- ⑧ 自主点検 : 防災管理委員で自主点検表にそって点検・見回りを行った。
- ⑨ 町・一斉防災 : 町・防災無線の放送に合わせて訓練を実施。
行動訓練（地震想定）

(10) コミュニケーション

職員間・職員と利用者間・利用者間等の意志疎通を図るため、各種の会議、ミーティング等を持ち、福祉施設の組織体として円滑な運営を目指し次の事項を実施した。

- ① 合同ミーティング：利用者・職員合同でミーティングをもち施設としての理念・方針・計画・連絡・要望等を利用者に伝え、又一方利用者側からの意見・要望・苦情・報告等を聞き、相互理解と一体感をねらいとして実施した。
(毎週月～金曜 始業前、終業後)
- ② 職員会議：施設全般の業務・各部門間の問題等を、全職員により協議し意志疎通を図り、又情報交換を行い、組織体としての円滑な運営を図る一環とした(毎月1回)
- ③ ケース会議：入所者の生活指導を中心にして、問題点がある者の事例研究会を直接処遇職員により行った(随時)
- ④ 朝のミーティング：前日の業務報告・当日の計画・その他の情報交換を全職員で行い意志疎通を図った(毎朝)
- ⑤ 職場のミーティング：各作業単位毎に連絡・確認・その他の指示を確認し意志疎通を図った(随時)
- ⑥ 利用者と語る会：利用者様の要望・提案・意見・不満・悩みを聞き、日常生活における不満を解消し、楽しい生活が出来るよう語り合いをもち解決・方向づけを行った
- ⑦ 安全管理会議：支援・作業に伴う災害防止対策・発生災害に対する前後策の協議・その他の障害者の危険防止についての会議を実施した(随時)

『 3 』 授産事業関係

(1) 授産作業の基本

- ① 障害者であるがために、一般社会において雇用されることが困難な者に、働く場を提供することにより、経済的な向上を図り、働く喜びを味わい、作業をすることにより訓練やリハビリを行い、社会的交流を行なわせる。
- ② 地理的な特性をいかした授産科目を設定し、事業の拡大と高収益率を目指すとともに、品質改善・販路の確保・商品開発・地域へのサービス等を行い、事業の発展を図る。
- ③ そのことにより、工賃の原資を確保し、利用者の経済的充実を図る。
- ④ 更にこれからのことを通して、社会復帰・社会参加・自立を目指し、障害者福祉の向上を図る。

(2) 授産科目

地域社会の経済状況・需要状況を分析しながら、製品の開発・販売体制等を整備し、授産科目を発展させ効率的収益性の向上を目指し、次の科目を設定する

生活介護 生産活動（日中における作業と、リハビリを兼ねての生産活動）

- ① 製 糖係：「奄美大島の特産品」として年間通して生産し、お土産店その他各方面で販売して群島内外から相当数の注文があり、好評を得た。
- ② 創 作係：七夕飾り・なり餅・他手先を使った各種飾り物を作り、又、おひな様の販売は好評でひな祭りが過ぎてからも売れていた。
- ③ 園 芸係：サトウキビの植付・管理作業を行った。
- ④ 養 鶏係：「健康な鶏」をキャッチフレーズにして「有精卵」を販売し「鶏肉」の販売も行った途中、ストレスに弱い為タマゴの数が減り大変だった時期もあったが回復した。
- ⑤ 生活介護(生産)係：クビ木・タラ木の販売、12月には門松設置も行った。空港の特大門松の設置に引率者と生活介護・B型の利用

者数名で行った。昨年は出来なかったため皆うれしそうな表情を見せていた。

(3) 授産作業

授産作業の配置については、本人の希望。適正・経験・障害部位の状況・体力・その他の要素を勘案して決定した。障害者が、作業を通じて機能回復訓練に繋がる様作業指導を行った。

(4) 授産工賃

工賃については、各利用者の業務遂行能力・その他の諸条件を客観的に且つ多角的に評価し、ランク区分を行い毎月支給した
大きく分けて基本工賃とランク別工賃の2本立てとして支給した

① 支給時期：定期支給 毎月20日(土・日・祭日の場合は前日)

賞与支給 8月・12月

② ランク別工賃：作業遂行能力を評価し、11のランクに格付けし、日額計算にて、出勤日数により支給した
(150～1,920円)

③ 訓練期間：利用開始後1ヶ月は訓練期間とし、それを経過後工賃支給開始した

(5) 製品販売

製品販売については、民間企業・個人商店・その他の地域小業者を圧迫等をしない様配慮しながら、販路の拡大と売り上げ増を目指した。

特に、黒糖を主製品として販売したが、地域社会からは好意的な協力が得られたと同時に今後の活力源ともなった。又、黒糖については県本土及び全国各地より大量の注文があった。

販売先

① 生活共同組合：県立大島病院生協売店様

- ② 病院関係 : 大島郡医師会病院様
 : 笠利病院様・笠利病院売店様
 : 名瀬徳洲会病院様
- ③ 施設関係 : 特別養護老人ホーム芦穂の里様・グループホーム芦穂の里様
 : 障害者支援施設星の園様
 : 特別養護老人ホーム愛寿園様・養護老人ホーム様
 : 障害福祉サービス事業所夢来夢来様
 : 奄美市笠利ふれあいの郷様・デイサービス様
 : 龍郷町どうくさや館様
 : 特別養護老人ホーム龍郷の里様
 : 老人保健施設秋名の郷様
- ④ 主な一般業者 : エアポートショップ有村様・ティダムーン様・ビックツー
 様・奄美大島酒造株式会社様・ばしや山村様・(有)けいはんひさ倉様・
 島育ち館様 : ヤマアみそ様・タラソ奄美の竜宮様・愛かな工房
 様・青葉社様
 : 個人商店様、他
- ⑤ その他 : 本土各種福祉施設様
 : 本土各種団体様
 : 本土在住奄美出身者様
 : その他個人商店様